

お知らせ **いろ**いろ

市役所各担当へは直通電話になっています。市役所への郵便物は郵便番号〒660-8501のみ(住所不要)で届きます

記号の説明 問=問い合わせ先 申=申し込み 対=対象者 費=費用 先=先着順で受け付ける定員 休=休館・休園日
 抽=申し込み多数の場合は抽選する定員 ♥=託児あり

申し込みについて 受け付け開始日の記載のない先着順の受け付け開始は**10月4日**からです
 ファクス、はがき、往復はがきでの申し込みには、**住所、氏名(ふりがな)、電話番号**を記入してください

政策推進会議
 1007966
 10月9日(火)・24日(水)午前9時30分から、市役所北館4階4-1会議室で。毎月10人。希望者は開始時刻の15分前までに直接市役所北館4階企画財政局企画管理課へ。電話 ☎6489・6129。

地球温暖化対策推進計画策定部会 1007810
 10月22日(月)午前10時から、市役所中館3階会議室で。毎月10人。希望者は開始時刻の30分前までに直接会場へ。環境創造課 ☎6489・6301。

公営企業審議会 1013708
 10月22日(月)午前10時から、尼崎商工会議所。毎月10人。希望者は開始時刻の30分前までに直接会場へ。水道部経営企画課 ☎6489・7405。

求人

尼崎市長選挙投票所従事の臨時職員 1008929
 11月18日(日)の投票事務の補助をする人。18歳以上60歳未満の人。10月12日までに直接市選挙管理委員会 ☎6489・6468。

立花地区会館と立花支所の建て替えなどについての説明会 1008344
 10月11日(水)午後7時～8時、13日(土)午前10時～11時、立花地区会館で。毎月300人。不要者も。三田谷治療教育センター推進担当 ☎6489・6526。

お困りの方無料相談(財産・遺言書・相続など)
 日程などは左表の通り。いずれも時間は午前9時～正午・午後1時～5時。☎電話で相談。遺言相談支援センター ☎072・767・1962。

会場	月	日	曜日
小田地区会館	10	11	
武庫地区会館	18		
立花地区会館	25		木

相続遺言・交通事故支援センターから
 日程などは右下表の通り。いずれも時間は午後1時30分～4時30分、①小田地区会館②武庫地区会館③立花地区会館。☎各10人。☎電話で同センター ☎6431・7850。

傍聴

説明会

催し名

催し名	月	日	会場
お一人様老後対策セミナー及び無料相談会	10	12	①
交通事故被害者支援無料セミナー及び無料相談会	19	26	②

あまごファイル相談会 1004189
 10月15日(月)午前10時30分～正午、身体障害者福祉センターで、子どもが適切な支援を受けられるように、成育歴や病歴などを記入する「あまごファイル」の書き方などの相談を。市内在住の保護者 ☎15人。不要者も。三田谷治療教育センター ☎0797・22・5025。

休日納税相談 1003513
 10月20日(土)午前9時～午後5時、市役所南館2階納税課で。電話での相談も可。☎不要者も。☎6489・6274。

権利擁護専門相談 1004258
 ①10月25日(木)②11月8日(木)午後1時30分～3時30分、①園田支所②総合老人福祉センター③司法書士④弁護士による相談を。☎各2人。☎電話か直接北部保健福祉センター内成年後見等支援センター ☎4950・0614。

母子家庭等特別法律相談 1010405
 11月2日(金)午後1時～4時、市役所中館3階会議室で、弁護士による相談を。市内在住の母子・寡婦家庭の母か父子家庭の父 ☎6人。10月12日までに電話か直接市役所北

規格外葬儀 1003975
 市市民課 ☎6489-6408か指定葬儀業者
 規格外葬儀は▽死亡時に市内に居住していた人▽喪主など葬儀を行う人が市内在住のいずれかで葬儀を市内で行う場合に利用できます。料金は表1の通り。納棺・火葬料を含みます。式場や宗教者などは皆さんでご用意ください。利用の際は各指定葬儀業者(表2)に申し込んでください。

表1 料金

種別	料金
三段飾り【雪パック】	314,500円
二段飾り【月パック】	264,500円
飾り祭壇なし【花パック】	163,500円
枕飾り・通夜なし【1日葬パック】※式場(弥生ヶ丘斎場)含む	147,000円
神式三段飾り	293,800円
キリスト教式	213,800円

表2 指定葬儀業者

指定業者名	電話番号
真友	6481-4411
花金	6499-2459
友好社	6488-5883
阪神セレモニー	6411-0189
安心セレモニー	7657-1056
尼崎花一	6431-6959
セレモニー優輝	6430-7325
一乗	6437-4142
はなせ	6488-0042
尼崎花力	6416-4505

平成31年4月からの **申込期間 11/9~11/19**

保育所などの利用申し込みを受け付けます

申込書の配布は **10/1** から



☎1013219 問こども入所支援担当 ☎6489-6369

11月9日から、平成31年4月からの保育所(園)・認定こども園(2号・3号)などの利用申し込みを受け付けます。申込書は10月1日から市役所北館2階こども入所支援担当と南北保健福祉センター福祉相談支援課、各支所保健・福祉申請受付窓口、公立・私立各保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所で配布します。

また、こども入所支援担当では、保育施設などの利用に関する相談業務も実施しています。

平成31年4月から保育所などの保育を希望する人で、子ども・子育て支援新制度の下で、2号認定か3号認定(下表参照)を受け取る人。認定を受けるには下表の「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。

11月9日～19日に申込書の配布場所へ。なお、申込期限後に保育の必要性の事由に該当することとなった場合は随時受け付けますが、申込期間内に申し込まれた人を先に利用調整します。

なお、認定と利用申し込みは同時に申請が可能です。

◆保育時間「公立保育所」 午前7時30分～午後6時30分(延長保育あり)「私立保育園など」施設により異なります。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
0～2歳	あり (保育の必要性の事由とは、▷就労▷妊娠・出産▷疾病・障害▷介護▷求職活動▷就学一などです)	3号	保育所(園) 認定こども園※1 小規模保育事業所など
3～5歳	なし	2号	保育所(園) 認定こども園※1
		1号	幼稚園※2 認定こども園※1

※1 認定こども園 教育と保育を一体的に行う施設
 ※2 幼稚園 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を除く

り異なります。

◆結果の決定時期 利用の可否については平成31年2月上旬に決定します。

◆現在入所できず、待機している人へすでに平成30年度の入所申し込みを済ませている人も、平成31年度の申し込みが必要です。

◆申込期限後に出生予定の人へ申込期限後に生まれた子どもについては、出生後、申し込み手続きをしてください。

有料広告欄

※こちらには有料広告を掲載しています

▲有料広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。掲載の申し込みはホープ ☎092-716-1404へ

【記号の説明】 問=問い合わせ先 申=申し込み 対=対象者